

令和3年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年1月12日(火)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 3名

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
3. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 特定農地貸付けの廃止について
4. 農地の転用事実に関する照会について

5. 農地転用許可について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について（依頼）
- 生産緑地の取得の斡旋について（依頼）
- 令和3年度農業委員会予定表
- 全国農業図書（手帳等）の令和3年の祝日変更に関するご案内
- 北和の農を考えるつどい
- 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）
- オンラインセミナー「農地最適化研修会」資料
（農業委員、農地利用最適化推進委員に期待される役割について）

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人3名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員

2番 山本 委員

3番 中井 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの。

No.1の申請地の位置について

上中学校から西に約500mのところ position する上町地内の農地3筆。

申請理由について

譲渡人は最近相続を受けたが農業が得意でなく、また大阪に居住しており、農地は維持管理のみ行われていた。一方譲受人は本農地近くで事業を行っており従業員用の駐車場を求めていたところ、本農地を譲り受け転用することとなった。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、第3種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は自然浸透としている。また地元農家区の同意が

添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2～3の申請地の位置について

美鹿の台にはほぼ隣接する農地2筆。

申請理由について

これら農地はこれまで水田として耕作されていたところである。譲受人は飲食店事業を展開しており、隣接地の古民家で農家レストランを経営する予定であり、車19台を設置する駐車場として本農地を活用すべく譲り受け、転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、第3種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は、水路を活用することとしている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件については、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.2～3については一体の申請であり、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号のNo.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。なお、No.2～3については一体の計画であり転用面積が300㎡以上あるため進達の前に奈良県農業会議への意見照会を行う。

〈議案第2号は議長が利害関係者となるので、議事進行を染岡副会長に交代し、会議室から一時退室。〉

- 副会長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 [議案読み上げ]

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度である。

No.1～11の申請地の位置について

市民農園にほぼ隣接する農地11筆。

申請理由について

No.1～7について、使用貸人は、これまで本農地を営農していたが、年齢的な事情や自宅から遠いということもあり、使用借人の意向を受け、本農地7筆を貸与することとなった。

またNo.8～11についても使用貸人は、本農地で営農していたが、これもまた年齢的な事情や自宅から遠いということで、使用借人の意向を受け、本農地4筆を貸与することとなった。

使用借人2名は今回新規就農者として営農することとなる。本件が承認されれば、生駒市での経営耕地面積は約20アールとなり、両名とも農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たすこととなる。

なお、本案件は、今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、また当日新規就農面談を行っており良好であった。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考えます。

以上、審議をお願いしたい。

- 副会長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 今回の新規就農者2名は、どちらも市民農園に隣接する農地で、ほぼ同じ作物を栽培するとのことであるが、この両名は全く別でたまたま同時に就農するのか、それとも互いに関わりのある方なのか。
- 主査 察しの通り両名は同じ団体に所属しているが、今回は法人としてではなく個人として申請があった。
- 委員 これからの経営を共同でやっていく、といった情報は入っていないか。
- 主査 機械を借りるといったところや、これから耕作していくときの関係は聞いているが、基本的にはそれぞれが別々に農地を借りる、ということで個人として申請を受けた。
- 委員 No.2～11の使用貸人はNo.1の使用貸人の関係者か。
- 副会長 本家の方と聞いている。
- 副会長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○副会長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○副会長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認を宣言。生駒市に対して「問題なし」と回答する。

○議長 議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本案件は、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者は、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けることができるため、同計画の提出があったものである。生駒市が、同計画が適当であるかどうかの認定するに際し、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第である。

市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言うが、この認定農業者になれば、『農業経営基盤強化資金』いわゆる『スーパーL資金』を長期低金利で受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられる。言い換えれば、さまざまな支援制度を受けられる認定農業者になるためには、農業者自身が作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要があるため、申請がでてきたものである。

当該申請者は、約2年前当時株式会社オールケアライフのバックアップを受け、生駒市北田原町地内、高山町地内で営農を開始した。北田原町の農地は解約したが大北地区の農地を借り受け営農しており、今後の経営拡大を狙っている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 申請者は国の補助金対象となる認定新規就農者か。

○主査 通常は5年間の認定新規就農者を経てから認定農業者になる場合が多いが、申請者は国の補助を受けておらず、先ほど説明した通り株式会社オールケアライフのバックアップを受けて営農をスタートさせた。

○局長 国の補助金の対象は50歳未満という条件があり、申請者は50歳を超えているため対象外である。

認定についての要件において大きなものが2つあり、まず1つ目が認定農業者の場合、5年後の年間農業所得が350万円以上であることとなっている。申請者の計画では、年間所得が350万円と計画されているので要件に該当している。もう1つの要件は年間労働時間が2000時間以下ということで、これも提出された計画では要件に合致している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認を宣言。生駒市に対して「問題なし」と回答する。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 〔報告読み上げ〕

報告事項

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。

No.1～No.5、No.7～No.51については、相続により所有権等を取得された農地について、No.6については時効取得により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係長 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○係長 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行っていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことの報告をしているもの。

報告事項

本届出地は、平成30年6月に意見照会のあった特定農地3筆のうちの2筆。使用貸人は、相続により本農地を取得した当時、東京都板橋区に居住しており、営農が事実上難しいということで特定農地として貸し出すこととなったが、最近大阪市に住居を移し比較的営農しやすくなったことから、令和2年6月に1筆のみ特定農地を解除した。今回残りの2筆を解除することとした次第。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1, 2, 4 は約20年以上前から、No.6 については、約10年以上前から宅地として利用してきた農地。

No.3 は、約10年以上前から、No.5 については約20年以上前から雑種地として利用してきた農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第5号「農地転用許可の報告について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○副会長 報告第1号の相続において、議案第2号にあった登記地目が溜池、堤塘、現況地目が田の2筆が含まれていないが、これでよいか。

○主査 農地法第3条の3第1項の手続きでは、登記地目が田・畑が対象地となっているため、今回の報告には挙がっていない。相続登記は全て完了している。

○副会長 現況が田であるが農業委員会の相続では管理する範囲に入らない、集積計画には入れることができる、ということよいか。

○主査 その通りである。相続登記は宅地であろうが堤であろうがやらなければならないが、農地法3条の3第1項では挙げる必要はない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 〔「生産緑地の取得の斡旋について」、「令和3年度生駒市農業委員会予定表（案）」を説明。

●「生産緑地の取得の斡旋について」

生産緑地とは、市街化区域内にある農地などで環境保全など良好な生活環境を確保する効果があり、かつ公共施設等の敷地に必要とする土地として適している場合、500㎡以上の規模の区域について指定できるもので、申請があった農地については年2回程度開催される都市計画審議会の中で審議される。

市街化区域内の農地は通常宅地並みの課税扱いのところを農地としての課税扱いとすることができるが、原則30年間の耕作が必要であり建築物の新築や宅地造

成など土地の性質を変更する行為については原則できない。

一方、生産緑地の指定を解除するためには、都市計画課で買い取り申出手続きを踏むことになるが、手続きに先立ち農業委員会より、主に耕作していた方の死亡か耕作し得ない故障についての証明書を受ける必要がある。主にこの二つの原因でのみ生産緑地の解除ができることになる。

申し出を受けた都市計画課は、各課に当申請地を活用できないか希望を募り、それが不調な場合は買い取らない旨の通知をすることとなっている。

生産緑地法13条によると、「市町村長は、生産緑地について買い取らない旨の通知をしたときは農林漁業に従事する者が取得できるようにあつせんするよう努力すること」と規定されており、今般、配布資料のとおり依頼を受けたものである。

回答は令和3年2月22日までとなっており、令和3年2月22日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がある。もし農業従事者の方の、農地取得に関する依頼があった場合は、次の委員会で3条の審議が必要となるので、委員の皆さんには3条の手続きを案内するなどお願いしたい。なお次の委員会の案件とするためには1月末までの3条手続きが提出されている必要があるので、ご留意いただきたい。

●「令和3年度生駒市農業委員会予定表（案）」について説明。

配布資料のとおり、来年度の定例会の予定表を作成したのでご確認いただきたい。

○係長 「〔令和2年度 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会〕」、「北和の農を考えるつどい」について説明。

●「令和2年度 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会」

令和2年度 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会について、令和3年1月22日（金）いかるがホールで開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大等諸般の事情により中止となった。

●「北和の農を考えるつどい」について説明。

・日時：令和3年1月27日（水）、午後2時～

・場所：奈良市ならまちセンター

・内容：「令和3年産水稻の生産の安定のために」ということでトビイロウンカ対策についての講演

新型コロナウイルス感染拡大防止ということで生駒市としては参加中止とさせていただきます。ただし、オンラインでの参加もできるので各自QRコードから事前参加の申し込みをお願いしたい。

○局長 「〔全国農業図書（手帳等）の令和3年の祝日変更に関するご案内〕」、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）」、「定例会参加人数の削減」について説明。

●「全国農業図書（手帳等）の令和3年の祝日変更に関するご案内

12月に閣議決定された令和3年の祝日変更により、既刊の「2021年農業委員会手帳」及び「2021年農業委員会活動記録セット」のカレンダーの祝日が変

わるのでご注意ください。

●「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）」

先月にも報告したが生駒市から提案した「農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し」が12月18日に閣議決定した。内容としては、農地利用最適化推進委員の定数の基準については、令和3年夏を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるように緩和する、ということである。

●「定例会の参加人数削減について」

新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、来月以降の定例会に参加する委員の数を削減する可能性があることをご承知おきいただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 令和3年度の農業委員会の予定表において、例年11月に開催されている農業祭・品評会が市制50周年の関係で10月となっていることについて説明をお願いしたい。

○局長 例年11月の第2土・日あたりで行っているが、令和3年については市制50周年の式典やイベントが11月の最初にあり、その次の週は開催場所の北コミュニティセンターで防災訓練を行うことになっている。次の週になると時期的に遅すぎるので、10月の最終の土・日に前倒しになるという予定である。

○委員 開催が約1ヶ月早まるということは、出品を予定されている方はそれに合わせて種まき等の準備をしなくてはならない。市の方からの周知はあるのか。

○局長 その点については、農業祭実行委員会にて周知を行う。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 2月 10日（水） 午後2時 401、402会議室

現地調査 2月 3日（水）

前日2月2日（火）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

※閉会后オンラインセミナー「農業委員・農地利用最適化推進委員に期待される役割について」を実施。

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻 英雄

議席番号 2番 山本 利昭

議席番号 3番 中井 啓二
